

## 岡山理科大学入学資格審査実施要項

### 1. 目的

この要項は、岡山理科大学学則13条に規定する入学資格のうち、学校教育法施行規則第150条第7号による、岡山理科大学の一般入学者選抜における入学資格審査(以下「審査」という)の実施について、必要なことを定める。

### 2. 審査の対象者

審査を申請する当該年度末までに、18歳に達する者で、以下のいずれかの条件に該当する者。

- (1) 高等学校段階を有する外国人学校を卒業した者又は卒業見込みの者。
- (2) 各種の学校などでの学習歴及び社会での実務経験等をもって、高等学校卒業又は卒業見込みと同等以上であることを証明できる者。

### 3. 申請手続

申請に必要な書類等は次のとおりとする。なお、審査において必要と思われる資料の追加を求めることがある。

#### (1) 2の(1)に該当する者

- ① 入学資格審査申請書(本学所定の様式)
- ② 経歴書(本学所定の様式)
- ③ 当該学校の教育が12年の課程であることを証明できるもの
- ④ 当該学校の教育内容等を証明できるもの
- ⑤ 卒業証明書又は卒業見込証明書

#### (2) 2の(2)に該当する者

- ① 入学資格審査申請書(本学所定の様式)
- ② 経歴書(本学所定の様式)
- ③ 大学入学資格があると考えられる理由書(様式自由)
- ④ 各種の学校などでの学習歴及び社会での実務経験等が、高等学校卒業又は卒業見込と同等以上であると確認できる書類

#### (3) 申請期間

各入試のエントリー又は願書の受付開始日の1ヶ月前まで

#### (4) 申請先

〒700-0005 岡山県岡山市北区理大町1-1 岡山理科大学入試広報部(086-256-8415)

### 4. 審査

(1) 審査は入学委員会の下に「入学資格審査会議」(以下「審査会議」という)を組織し審査を行う。

(2) 審査会議は次の委員をもって組織する。

- ① 入学委員会委員長
- ② 入学委員会委員の中から選出された委員
- ③ 委員の選出は審査会議議長が行う。

(3) 審査会議の議長は入学委員会委員長をもって充てる。

(4) 審査は提出された書類により行う。

(5) 審査基準

① 2(1)の申請者

申請者の当該教育機関の教育内容等が日本の高等学校学習指導要領に準じているかを精査し、高等学校と同等以上であるかを審査する。

② 2(2)の申請者

申請者の学習歴及び社会での実績等について精査し、高等学校卒業又は卒業見込と同等以上の学力があるかを審査する。

(6) 審査結果

審査結果は各入試のエントリー又は願書の受付開始日の前日までに文書にて通知する。

入学資格が認められた者には「岡山理科大学入学資格認定書」を交付する。

(7) 岡山理科大学入学者選抜試験の受験について

「岡山理科大学入学資格認定書」の交付を受けた者は、本学の入学者選抜試験に出願し選抜試験を受験することができる。出願に際しては、「岡山理科大学入学資格認定書」の写しが必要。